

2022年12月1日
一般社団法人 日本電機工業会

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ
「電気事業法施行規則の一部を改正する省令等に関する意見公募」に関する JEMA 提出意見

○意見提出先：経済産業省 産業保安グループ 電力安全課

○意見案の公示日：2022年10月27日（木）

意見募集期間：2022年10月27日（木）～2022年11月26日（土）

JEMA 意見提出日：2022年11月25日（金）

○提出意見：計3件。詳細は次ページのとおり。

本件に関する弊社お問い合わせ先

【意見1,2】電力・エネルギー部

TEL 03-3556-5885

【意見3】技術戦略推進部

TEL 03-3556-5885

【意見 1】

<該当箇所>

改正案全般

<意見>

水素の体積分率が小さい混合ガスを使用した水素混焼設備については、今回の追加規制対象に含まれないよう、その旨を定義等に追記いただきたい。また、この混焼割合の基準を国際基準に照らし、「水素体積分率 30%以下」としていただきたい。

<理由>

- a) 水素の燃料特性が現れない程度の僅かな水素混焼では、ほぼ同一の設備で安全に運転可能であり、規制強化を受けることは望ましくない。既存の都市ガスインフラに水素を混合するという検討が実現した場合に、都市ガスを利用した自家発電所全てが影響を受けてしまう点も考慮すべきと考える。又、10,000kW 未満のガスタービンエンジン取替でこれまで不要だった工事計画届が必要になると、緊急交換の際に自家発電所のダウンタイムが伸びることが懸念される。こうした懸念は、自家発電所における水素利用拡大への逆風になりかねず、第 6 次エネルギー基本計画と相反するのではないかと考えられる。
- b) 国際規格である IEC60079-10-1 Annex H や EI15 Annex B はいずれも混合ガス中の水素体積分率 30%を水素として扱う際の境界としている。
- c) ガスタービンエンジンは、混焼における水素体積分率が 30%以下であれば、LNG・都市ガス用のエンジンをほぼ改造なしで水素混焼に適用可能である。

https://www.khi.co.jp/pressrelease/detail/20220802_1.html

【意見 2】

<該当箇所>

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（案） 第 7 条の 2、第 2 2 条の 2 (p4～p10)改正案全般

<意見>

「設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造」は、安衛則 第 261 条と同じことを要求しているように見受けられるため、二重規制とならないよう検討いただきたい。

<理由>

安衛則 第 261 条は、可燃性ガスによる爆発・火災防止のため通風、換気、除じん等の措置を講じるよう要求している。これは燃料の種類に関わらない現行法の要求と理解している。この規制があるため

電気事業法では同種の規制がなく、やむを得ず危険区域となった場合は、安衛則 第 280 条および電技解釈 第 176 条第 1 項に従うものと解釈していた。改正案では、水素燃料の場合だけ法の建付けが変わるように思える。

【意見 3】

<該当箇所>

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（案） 第 33 条、第 36 条の 2 (p18～21)
- 主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示（案） 3 燃料電池発電所 主要電気工作物 (p8～9)
- 発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程（案） 第 47 条の 7、第 49 条の 3 (p19～20)

<意見>

アンモニアを燃料として用いる燃料電池設備は、現状では発電用実機として、国内で稼働していないと思われる。今回の省令や告示の改正は、この採用を先取りしたものとすると、時期的にまだ早いと思われる。

<理由>

意見内容と同じ。

以上